

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	一七三
○ 告示 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件	一七五
大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	一七五
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件七件	一七六
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件	一七六
道路の区域を変更する件三件	一七六
道路の供用を開始する件三件	一七六
都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一七六
福島県公安委員会	一七六
福島県道路交通規則の一部を改正する規則	一七六
福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則	一七六

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十二号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第十一項」の下に「から第十四項まで」を、「入居者のうち」の下に「、条例第五条の二第四項に規定する被災者等並びに同条第五項に規定する特定帰還者」

及び居住制限者であつて」を加え、「日から」を「日の属する月の翌月（管理を開始した日が月の初日である場合はその月）から起算して」に改める。

附則に次の三項を加える。

12 復興公営住宅の入居者のうち、条例第二十条第一項の収入超過者として認定された者にあつては、条例第二十一条に規定する方法により算出した家賃の額が、政令第八条第二項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額を入居する住宅（共同住宅である場合にあっては、当該住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計に千三百円を乗じて得られる額（以下「減免近傍同種家賃」といふ、百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）として同項に規定する方法により算出した家賃の額を超える場合、条例第十三条第一項の規定により、当該超過する額を免除するものとする。

13 復興公営住宅の入居者のうち、条例第二十条第二項の高額所得者として認定された者にあつては、条例第二十三条第一項に規定する方法により算出した家賃の額が、減免近傍同種家賃を超える場合、条例第十三条第一項の規定により、当該超過する額を免除するものとする。

14 復興公営住宅の入居者のうち、条例第十二条第一項の規定による収入の申告がない者において、法第三十四条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じない場合の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額が、減免近傍同種家賃を超える場合、条例第十三条第一項の規定により、当該超過する額を免除するものとする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といふ。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

イ オンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

三 意見なし。
法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四〇番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ

くり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字下圖目沢二二二七の三、二二二七の四、字家ノ下二九三三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町沼田字大明神丙八二の一、丙八二四の一、字屋敷丙八三一の二、丙八三二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字飯森山二二六四、二二七〇、字與市郎二六三六、二六四一
の七、二六四二の九、字平五郎田二三四三、二三四四の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、会津美里町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町沼田字上小館丙四六八から丙四七〇まで、字大明神丙八〇一から
丙八〇五まで、字屋敷丙八三〇、丙八三一の一、丙八三四の一、丙八三五

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、会津美里町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町東尾岐字神籠獄一〇〇八五の一八、字西沢八五六四、八五六六、
八五六八、八五六九

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、会津美里町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市山上字坂下三六の一、三六の三、三七の一、三七の二、字間ノ次郎一六五、
字虎石一の一から一の三まで、字円淵五六から五九まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市山上字横川二七〇の一、二七一、字松母一二六の一、字白谷四九の二、四九の四、五二の三、五二の九、五二の一〇、字縄谷一五三の二から一五三の一まで、一五三の一三、一五三の一五から一五三の二一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字縄谷一五三の二から一五三の一まで、一五三の一三、一五三の一五から一五三の二一まで
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明である

ため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
野辺ハルミ 的場正夫 的場作馬 菊地操 岩下彦一 野邊春江 野辺善市 野辺惣吾 野辺庄伊 野辺新次郎 野辺弥市 伊野直次 遠藤峯八 遠藤藤次右衛門 後藤勝久 後藤藏之助 後藤庄喜 遠藤貞一 遠藤正美 遠藤正彦 遠藤栄八 小椋千代美 小椋義輝 小椋善太郎 小椋登 小椋智賀良 小椋博 小椋巻八 野辺新平 的場作男 野辺力 菊地久次 野辺市記 岩下吉次郎 遠藤留衛 遠藤重美 遠藤直七 遠藤清政 遠藤久一 園木進 後藤リキノ 遠藤俊雄 後藤健一 後藤豊五 小椋正彦 小椋榮 小椋勲 小椋康次 小椋ワノ 小椋豊記 リンド産業株式会社 田代寅夫 佐藤一郎 物江誠 荒海節夫 伊藤芳孝
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年福島県告示第百七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
強清水牧野農業協同組合
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年福島県告示第百八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第二百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明である

ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所及び会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 強清水牧野農業協同組合 小原滝正 目黒源吉 菅家亀八 目黒齋 目黒常三郎
- 目黒善之助 目黒吉助 松崎豊松 小原キン 小原筆之助 目黒藤吉 内田勇 弓田與市 久家富尾 舟木徳松 久家栄儀 久家善次郎 弓田竹治 久家竹松 久家林吉 久家喜一 久家藤三郎 久家捨松 金子マツ 久家谷弥 内田幸五郎 小原三作雄 久家留吉 小原廣 目黒倉重 弓田正志 弓田林次郎 弓田市佐 弓田源次郎 弓田栄松 久家徳次郎 久家又重 久家富三郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年福島県告示第百十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を昭和村役場の掲示場に掲示した。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

角田小左衛門 小林悦郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年福島県告示第百十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道伊王野白河線	白河市旗宿字白河内七八番二地先から 同 市旗宿字関ノ森一三番二地先まで	変更前 変更後	九・〇〇 一七・〇〇 九・〇〇 一五・〇〇	二四四・〇 二四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道一一八号	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西三二〇番六地先から 同 市町北町中沢西四番地先まで	変更前 変更後	二五・〇〇 二四八・三〇 二五・〇〇 七一・〇〇	六・七七二・〇 六・七七二・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道 一一八号	区 間	南会津郡下郷町大字高 隋字上居平四〇番一 地先から 同 郡同 町大字高 隋字寄神乙二六七番 二地先まで	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				変更後	一一・〇〇 六五・六 二二・〇〇 三五・〇	一、〇一〇・〇 一、〇一〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	県道伊王野白河線	区 間	白河市旗宿字白河内七八番二地先 から 同 市旗宿字関ノ森一三番二地先 まで	供用開始の期日	平成三十二年三月二五日
-----	----------	-----	--	---------	-------------

(道路計画課)

福島県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

路線名	一般国道一一八号	供用開始の区間	会津若松市神指町大字中四合字寺 西乙三一八番三地先から 同 市町北町中沢西四番地先 まで	供用開始の期日	平成三十二年三月二三日
-----	----------	---------	---	---------	-------------

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	一般国道二八九号	供用開始の区間	南会津郡下郷町大字南倉沢字木賊 八四四番一〇二地先から 同 郡同 町大字南倉沢字木賊 八四四番一〇一地先まで	供用開始の期日	平成三十二年三月二四日
-----	----------	---------	---	---------	-------------

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 相馬市
 - 二 都市計画法事業の種類及び名称 相馬都市計画下水道事業(相馬市公共下水道)
 - 三 事業認可の年月日 昭和四十九年十月四日
 - 四 事業施行期間 (変更前) 昭和四十九年十月四日から平成三十一年三月三十一日まで
(変更後) 昭和四十九年十月四日から平成三十八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十七年福島県告示第八百二十四号)の事業地のうち相馬市塚部字内城、

福島県公安委員会

使用の部分
なし

(下水道課)

石上字豊田、寺田、花木町、宝田、蛇山、前田及び南蛭沢、黒木字御門、迎畑、上泉及び諏訪田、小野字小野迫、西山字西山及び水沢、新沼字刈敷田及び坪ヶ迫、北小泉字寺前、小泉字根岸、屋敷前及び山田、成田字藤堂塚及び五郎右工門橋、馬場野字山田、山越、雨田、福迫、岩穴前、宝田及び豊田、中野字清水、神前、畑ノ前、寺前、向陽及び桜町、尾浜字札ノ沢、和田字北迫、岩子字稲田及び南稲田、南飯沼字成南、木関無、曲淵及び明神、百槻字七町、蓬田及び的場並びに程田字大師前の各一部の区域を削る。
同事業地のうち相馬市馬場野字寺内の全部の区域を削る。
同事業地に相馬市石上字南蛭沢、黒木字勝善、諏訪田、上泉、源多田及び四反田、小野字五反田及び笹川、新沼字観音前及び刈敷田、中村字外並田、馬場野字山田、中野字清水、神前及び堂ノ前、尾浜字港町、和田字北迫、北飯沼字阿弥陀堂及び川原崎、南飯沼字阿加戸、大曲字天神並びに程田字大師前、観音前及び藪内前の各一部の区域を加える。

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第1号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「福島県警察福島運転免許センター」の次に「その他公安委員会が指定する場所」を加える。

別表第3 一般国道288号の項中

郡山市西田町芹沢字後田91番2地先から同市富久古館71番4地先まで

山町福原字

を

郡山市西田町芹沢字後田91番2地先から同市富久山町福原字古館71番4地先まで

田村郡三春町大字熊耳字大原田3番7地先から同町芹ヶ沢小滝96番1地先まで

田村郡三春町字大町19番7地先から同町字大町79番6地先まで

に改め、同表一般国道349号の項中

石川郡古殿町大字鎌田字長光地6番地先から同町横川153番1地先まで

大字松川字

を

石川郡古殿町大字鎌田字長光地6番地先から同町大字松川字横川153番1地先まで

いわき市三和町上三坂字古事又2番6地先から田村市船引町門沢字新館101番3地先まで

に改め、同表県道日立いわき線の項中

いわき市中岡町六丁目10番13地先から同市佐地先まで

糠町碓田73番1

を

いわき市中岡町六丁目10番13地先から同市佐糠町碓田73番1地先まで

いわき市植田町根小屋10番3地先から同市東田町二丁目4番20地先まで

に改め、同表県道白河石川線の項中

白河市東深仁井田字天上林1番2地先から白河18番地先まで

市双石麦ノ内

を

白河市東深仁井田字天上林1番2地先から同市双石麦ノ内18番地先まで

白河市双石麦ノ内17番地先から同市板橋大塚7番1地先まで

に改め、同表県道いわき上三坂小野線の項の次に次のように加える。

県道本宮三春線

田村郡三春町平沢字担橋420番地先から同町字大町79番6地先まで

別表第3県道飯野三春石川線の項中

二本松市小浜字鳥居町58番1地先から同市小地先まで

浜字反町520番

を

二本松市小浜字鳥居町58番1地先から同市小浜字反町520番地先まで

田村郡三春町字大町19番7地先から同町字山中19番7地先まで

田村郡三春町字樋ノ口152番2地先から同町平沢字担橋420番地先まで

に改め、同表県道郡山大越線の項中

郡山市大町一丁目342番地先から同市大町二丁目70番3地先まで

目70番3地先

を

郡山市大町一丁目342番地先から同市大町二丁目70番3地先まで

田村市船引町堀越字夏崎12番1地先から同市船引町芦沢字ヶ咲173番3地先まで

先
—
梅
」

に改め、同表県道荒井郡山線の項の次に次のように加える。

県道門沢三春線	田村市船引町門沢字新館101番3地先から同市船引町堀越字夏崎12番1地先まで
	田村市船引町芦沢字梅ヶ咲173番3地先から田村郡三春町大字熊耳字大原田3番7地先まで
	田村郡三春町芹ヶ沢小滝96番1地先から同町字山中19番7地先まで
県道大橋五百川停車場線	安達郡大玉村玉井字矢ノ花251番1地先から本宮市荒井字久保田132番33地先まで

別表第3市道（二本松市）鳥居町新町線の項の次に次のように加える。

市道（田村市）光陽台線	田村市船引町芦沢字高田21番2地先から同市船引町光陽台37番地先まで
市道（田村市）光陽台中央線	田村市船引町光陽台37番地先から同市船引町光陽台26番地先まで

別表第3市道（伊達市）西本場線の項の次に次のように加える。

市道（本宮市）上原線	本宮市荒井字清水23番1地先から同市荒井字恵向121番37地先まで
市道（本宮市）恵向19号線	本宮市荒井字恵向121番16地先から同市荒井字恵向121番13地先まで

様式第18号記入上の注意3中「明りようにかい書」を「明瞭に楷書」に改める。

様式第19号の9記入上の注意1中「明りようにかい書」を「明瞭に楷書」に改め、同様式記入上の注意4中「無帽」の次に「（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）」を加える。

様式第19号の11記入上の注意2、様式第33号の2備考1及び様式第33号の2の2備考1中「無帽」の次に「（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）」を加える。

様式第40号の4備考2中「明りようにかい書」を「明瞭に楷書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定、様式第18号、様式第19号の9、様式第19号の11、様式第33号の2、様式第33号の2の2及び様式第40号の4の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県道路交通規則様式第18号、様式第19号の9、様式第19号の11、様式第33号の2、様式第33号の2の2及び様式第40号の4の様式による申請書は、それぞれ改正後の福島県道路交通規則様式第18号、様式第19号の9、様式第19号の11、様式第33号の2、様式第33号の2の2及び様式第40号の4の様式による申請書とみなす。

（交通企画課）

福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月22日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第2号

福島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

福島県警察国有物品管理規則（昭和40年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「および都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「及び都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

（代行機関）

第2条の2 本部長は、物品の管理に関する事務の一部を処理する職員（以下「代行機関」という。）を置くものとする。

2 代行機関は、警務部会計課長の職にある者をもつて充てる。

3 代行機関の行う事務は、物品の管理に関する事務の一部のうち、経常的かつ軽微な事務であつて、別に定めるものとする。

（事務の委任）

第2条の3 本部長は、物品の管理に関する事務を福島県警察所属の職員に委任することができる。

第3条の見出し及び第1項中「物品出納員」の次に「及び物品出納員代理」を加え、同条第2項中「警務部会計課長の職にある者」を「警務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は警務部会計課次席の職にある者」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第3項中「物品出納員は」を「物品出納員に」に、「および」を「（第8条、第9条及び第15条に規定する事務を除く。）及び」に、「かかる」を「係る」に、「行なう」を「委任する」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 物品出納員代理は、物品出納員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の事由によりその職務を行うことができないときは、その職務を行う。

第4条を次のように改める。

（物品供用員及び物品供用員代理）

第4条 本部の各課（隊及び所を含む。）、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。

2 物品供用員は所属の長の職にある者を、物品供用員代理は所属の次席、副隊長、副所長、副校長、副署長又は次長の職にある者をもつてそれぞれ充てる。

3 物品供用員に、本部長の管理する物品のうち、当該所属の物品の供用（物品をその用途に応じて使用させることをいう。以下同じ。）に関する事務（第10条及び第13条から第15条までに規定する事務を除く。）を委任するものとする。

4 物品供用員代理は、物品供用員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の事由によりその職務を行うことができないときは、その職務を行う。

第5条中「行なう」を「行う」に改め、「およびその事務を補助する職員」を削る。

第6条中「かかる」を「係る」に改める。

第7条中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第8条中「第1号様式」を「様式第1号」に改める。

第9条の見出し中「供用不適品」を「供用不適品等」に改め、同条第1項を次のように改める。

物品出納員は、その保管中の物品のうち、供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、物品返納書・供用不適品等報告書（様式第2号）をもつて本部長に報告し、本部長は速やかに物品管理官（府令第1条第4号に規定する物品管理官をいう。）に返還しなければならない。

第9条第2項中「物品出納員または」を「物品出納員又は」に、「保管中または」を「その保管中又は」に、「物品のうちに修繕または」を「物品で修繕又は」に、「第3号様式」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「すみやか」を「速やか」に改め、「または第2項」を削る。

第10条第1項中「第4号様式」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条第1項中「もつばら」を「専ら」に、「ともに」を「共に」に、「うち最も上

席の者」を「主任者（使用職員のうち上席の者をいう。）」に改め、同条第2項中「備品については物品使用書（第5号様式）に、消耗品については第19条に規定する物品供用簿にそれぞれ」を「物品使用書（様式第5号）に」に改める。

第12条の見出し中「返れい」を「返戻」に改め、同条中「すみやか」を「速やか」に、「返れい」を「返戻」に改める。

第13条第1項中「ものがあると認めた」を「と認めるもの又は使用することができないと認めるものがある」に、「物品返納書（第6号様式）」を「物品返納書・供用不適品等報告書」に改め、同条第3項中「物品返納書」を「物品返納書・供用不適品等報告書」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

2 本部長は、物品供用員の間において物品の所属を変更するときは、当該物品を供用している物品供用員に対し返納を命じ、当該物品を供用すべき物品供用員に対し、供用の目的を明らかにして受領を命じなければならない。

第14条第3項中「第1項に規定する」を削り、「、当該物品の供用換えにかかる物品供用員に対し、物品の引渡しおよび受領を命ずる」を「する」に改める。

第15条中「物品亡失（損傷）報告（通知）書（第7号様式）」を「物品亡失（損傷）報告書（様式第6号）」に改める。

第16条中「かかる」を「係る」に、「物品亡失（損傷）報告（通知）書」を「物品亡失（損傷）報告書」に改める。

第17条第1項中「定期的に、および物品管理職員」を「、物品管理職員」に、「および帳簿」を「及び帳簿」に改め、同条第2項中「が立ち会うものとし、当該物品管理職員が事故により立ち会うことができないときは、その代理者または本部長が命じた職員」を「又は本部長が指定する職員」に改め、同条第3項中「第8号様式」を「様式第7号」に改める。

第18条中「および」を「及び」に改める。

第19条を次のように改める。

（帳簿及び整理区分）

第19条 物品出納員は物品管理・出納簿（様式第8号）を、物品供用員は物品供用簿（様式第9号）を備え、それぞれの職務に応じ、その管理する物品についての異動の状況を記載しなければならない。

2 前項に規定する物品の異動は、物品管理職員ごとに、それぞれ別表第1及び別表第2に規定するところにより区分して整理しなければならない。

第20条中「第9号様式」を「様式第10号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第19条関係）

物品出納員に係る整理区分

区 分	区 分 に 該 当 す る 場 合
1 無償使用	物品管理官から無償使用した場合
2 供用	物品を物品供用員に供用する場合
3 供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
4 返納	物品を物品供用員から返納させる場合
5 返還	無償使用している物品を物品管理官に返還する場合
6 亡失	物品の亡失について整理する場合
7 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない移動がある場合

別表第2（第19条関係）

物品供用員に係る整理区分

区 分	区 分 に 該 当 す る 場 合
1 受領	物品を物品出納員から受領する場合
2 供用	物品を使用職員に供用する場合
3 返納	物品を物品出納員に返納する場合
4 返戻	物品を使用職員から返戻させる場合
5 亡失	物品の亡失について整理する場合
6 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない移動がある場合

別表第3及び別表第4を削除する。
第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

物品保管委託（貸付）書			
			第 年 月 号 日
物品供用員	次席（長）		所 属 名
請求 次のとおり保管委託（貸付）を 通知 します。 命令			
本 部 長	物品出納員		
分 類 I	分 類 II		細 分 類
警 察 庁	庁 用 品 警 察 装 備 用 品		重 要 物 品 備 耗 品 品
品 目	規 格	数 量	摘 要
保管委託（貸付）先所在地			
保管委託（貸付）先名			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
理由及び条件			
物 品 出 納 記 録 済		物 品 供 用 簿 記 録 済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

備考

- 1 決裁欄は適宜変更することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号（第9条、第13条関係）

物 品 返 納 書 供 用 不 適 品 等 報 告 書					
					第 年 月 日 号
物品供用員	次席（長）			所 属 名	
<p>次のとおり返納（供用不適品等）を 報告する。 （返還）してよろしいか。 （返還を）命じます。</p>					
本 部 長	物品出納員 会計課長				
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁		庁 用 品 警察装備用品		重 要 物 品 備 耗 品 品	
品目番号	品 目	規 格	数 量	現 在 高	摘 要
返納（返還）理由					
物品の現況					
物 品 受 領 済			物 品 出 納（供用）簿記録済		
年 月 日		㊟	年 月 日		㊟
上記のとおり物品を返還します。				年 月 日	
物品管理官 福島県警察本部長 殿				福島県警察本部長	

備考

- 1 決裁欄は適宜変更することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号 (第9条関係)

物 品 修 繕 (改 造) 書					
					第 年 月 号 日
物品供用員	次席 (長)				所 属 名
次のとおり修繕 (改造) を 請求 通知 します。 命 令					
本 部 長	物品出納員 会計課長				
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁		庁 用 品 警 察 装 備 用 品		重 要 物 品 備 耗 品 品	
品目番号	品 目	規 格	数 量	時 期	摘 要
修繕 (改造) の内容及び条件					
物 品 出 納 簿 記 録 済			物 品 供 用 簿 記 録 済		
年	月	日	㊞	年	月 日 ㊞

備考

- 1 決裁欄は適宜変更することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号（第10条、第14条関係）

物品供用（供用換）書							
					第 年	月	号 日
物品供用員	次席（長）				所 属 名	受	
物品供用員	次席（長）				所 属 名	払	
次のとおり供用（供用換）を してよろしいか。 命じます。							
本 部 長	物品出納員 会計課長						
分 類 I		分 類 II		細 分 類			
警 察 庁		庁 用 品 警 察 装 備 用 品		重 要 物 品 備 耗 品 品			
品目番号	品 目	規 格	数 量	現在高	供 用 目 的		
摘 要							
物 品 受 領 済				物 品 出 納 （ 供 用 ） 簿 記 録 済			
年 月 日 ㊦				年 月 日 ㊦			

備考

- 1 決裁欄は適宜変更することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第5号様式中「第5号様式」を「様式第5号」に、「課署等名」を「所属名」に改める。
第6号様式から第9号様式までを次のように改める。

様式第6号（第15条及び第16条関係）

物 品 亡 失 （ 損 傷 ） 報 告 書			
警察本部長 物品供用員 殿		第 年 月 日	
		官 職 氏 名 ⑩	
次のとおり物品を亡失（損傷）したから報告します。			
分 類 I		分 類 II	
警 察 庁		庁 用 品 警 察 装 備 用 品	
		細 分 類 重 要 物 品 備 品	
品目番号	品 目	数 量	価 格
亡失（損傷）年月日			
亡失（損傷）発生場所			
亡失（損傷）の事由			
亡失（損傷）後の処理状況			
亡失（損傷）当時における 物品の使用状況			
そ の 他 参 考 事 項			

備考

- 1 記載欄が狭いときは、別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第7号 (第17条関係)

検 査 書	
<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 検査員 官職 氏 名 ㊟ 立会人 官職 氏 名 ㊟ </p> <p>福島県警察国有物品管理規則第17条第1項の規定により、次の者について検査したところ 物品管理をしているものと認めます。</p>	<p style="text-align: center;">第 年 月 日</p>
<p>定期又は随時検査</p> <p style="text-align: center;"> 所 属 名 物品管理職員の官職氏名 管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで </p>	
<p>交替検査</p> <p style="text-align: center;"> 所 属 名 前任物品管理職員の官職 氏 名 管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 後任物品管理職員の官職 氏 名 </p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号 (第19条関係)

物 品 供 用 簿

重要物品
備 品
消耗品

庁 用 品
警察 装 備 用 品

分類Ⅰ 警察庁 分類Ⅱ 細分類

品 目	品 目 番 号	異 動 数 量		現 在 高			供 用 内 訳							
		増	減	供 用	保 管	計								
年月日	摘 要													

備考

- 1 物品の分類及び品目別に別葉とする。
- 2 この様式の記入方法は、次による。
 - (1) 年月日欄は、当該異動があつた年月日を記入する。
 - (2) 摘要欄は、別表第2の「区分」欄に掲げる区分の種類及び必要な事項を記入する。
 - (3) 供用内訳欄は適宜変更して使用するものとし、供用課及び係の名称を記入し、供用欄の数量内訳を記入する。
 - (4) 毎葉の余白が無くなつた場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入して繰越しをするものとする。
 - (5) 毎会計年度末においては、摘要欄に「翌年度に繰越」と記入して締め切り、次行には、摘要欄に「前年度より繰越」と記入して繰り越すものとする。ただし、当該会計年度間において、物品の異動がない場合は繰越の記入を要しないものとする。
 - (6) 軽微な修繕又は改造のためにする物品の異動については、記入を要しないものとする。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第20条関係)

交 替 引 継 書

	年	月	日作成
1 物品出納 (供用) 簿			冊
2 物品出納 (供用) 関係書類			
名 称			冊
名 称			冊
名 称			冊
上記帳簿及び関係書類を引き継ぎます。			
	年	月	日
前任物品出納 (供用) 員 官 職 氏			名 ⑩
後任物品出納 (供用) 員 官 職 氏			名 ⑩

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定、第3条第3項の改正規定（「かかる」を「係る」に改める部分に限る。）、第5条から第7条までの改正規定、第9条第2項の改正規定（「第3号様式」を「様式第3号」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定（「すみやかに」を「速やかに」に改める部分に限る。）、第10条第3項の改正規定、第11条第1項の改正規定（「もつぱら」を「専ら」に、「ともに」を「共に」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定（見出しを含む。）、第16条の改正規定（「かかる」を「係る」に改める部分に限る。）、第17条第1項及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県警察国有物品管理規則第1号様式による物品保管委託（貸付）書、第3号様式による物品修繕（改造）書、第4号様式による物品供用（供用換）書、第5号様式による物品使用書、第6号様式による物品返納書、第7号様式による物品亡失（損傷）報告（通知）書、第8号様式による検査書及び第9号様式による交替引継書は、それぞれ改正後の福島県警察国有物品管理規則様式第1号による物品保管委託（貸付）書、様式第3号による物品修繕（改造）書、様式第4号による物品供用（供用換）書、様式第5号による物品使用書、様式第2号による物品返納書・供用不適品等報告書、様式第6号による物品亡失（損傷）報告書、様式第7号による検査書及び様式第10号による交替引継書とみなす。

(会 計 課)